

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則及び 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部改正(案)の概要

本市の高齢期移行者医療費助成制度及び重度障害者医療費助成制度では、国民年金額の満額支給額に準じ、所得要件を80万円以下と条例で定めています。令和6年4月分からの国民年金額の引き上げにより、令和6年中の国民年金額の満額支給額が80万9,000円となったこと、また、国民年金額は、名目手取り賃金変更率等に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、毎年度所得要件の基準額を変更する見込みとなったことに伴い、基準額を規則で定めるよう、神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例を改正する予定です。(令和7年第1回定例市会に提出)

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の改正が原案通り可決された場合、基準額を定める規定を以下の通り、規則に追加します。また、その他文言の整理を行います。

1. 追加内容

(1) 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則

「条例第2条第3号に規定する規則で定める額は、80万9,000円とする。」

「条例第2条第6号アに規定する規則で定める額は、80万9,000円とする。」

(2) 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則

「条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める額は、80万9,000円とする。」

2. 施行予定日

令和7年7月1日